平成２９年（フ）第５３８号
兵庫県西宮市小松南町１丁目17番13―303号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番５―503号
破産者　筒井　善隆
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５４６号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目20番地　サンローゼン浜田102
破産者　阿古　智則
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１号
岡山県美作市林野313番地１、住民票上の住所岡山県勝田郡勝央町為本359番地１
破産者　和田　拓三
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１８６号
徳島県名西郡石井町藍畑字高畑1497番地３
破産者　大久保由実
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８５号
東京都豊島区西池袋３丁目６番11号　ドゥーエ西池袋210号、旧住所東京都豊島区西池袋１丁目５番４号　池袋センチュリー21　504号
破産者　加藤佳奈子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２７９号
盛岡市月が丘３丁目41番28号
破産者　土岐　和史
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４０号
秋田県由利本荘市石脇字竜巻14番地30
破産者　髙野　志保
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第１１２号
福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草１番地4645
破産者　小原　　修
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
栃木県さくら市上阿久津1807番地３　ＷＡＮ’Ｓ　ＰＡＲＫ　ＳＡＫＵＲＡ　Ｃ203
破産者　宇野由美子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第６０号
茨城県神栖市知手3428番地１　鹿島シーサイドスクエアＫ―101号
破産者　栗生　道博
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１８１号
茨城県猿島郡境町陽光台２―11―13　サンライトヒルズ203、住民票上の住所茨城県下妻市下妻乙876番地１　杉浦住宅１号棟
破産者　海老澤道明（旧姓小川）
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９１号
茨城県猿島郡境町大字伏木632番地
破産者　間中　正志
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１３号
埼玉県加須市麦倉1900番地５
破産者　渡辺　義幸
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１４号
茨城県古河市桜町10番45号
破産者　渡辺　幸雄
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２２６０号
横浜市鶴見区駒岡３丁目14番26―103号
破産者　齊藤　勝美
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８号
神奈川県逗子市逗子４丁目１番20―405号
破産者　山本　利彦
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２０２号
神奈川県横須賀市船越町２丁目62番地
破産者　石川　常夫
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２１０号
神奈川県横須賀市不入斗町４丁目34番地
破産者　廣川　京子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７６号
新潟市西区鳥原2245番地１、居所新潟県燕市小高1012　アサヒハイツＡ棟202号室
破産者　ケーシーワン商会こと　山元　一隆（旧姓小林）
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部